

## 国際租税法 —事例演習—

### 第1問

第1章の Quiz3 で「どこの国にも生活の本拠を持たず、たとえば一週間ごとに各国に滞在して世界中を転々と移動する人」に対しては居住地管轄を及ぼすことができないとされているが、以下のような事例ではどのように考えるべきであろうか。検討せよ。

- ① X は、C 国籍を有していて、C 国内に自宅を持っているが、C 国には年間せいぜい 30 日程度しかおらず、日本と A 国にそれぞれほぼ 120 日ずつ滞在しており、その他は、Business ないし観光のため世界中を飛び回っている。日本にいる間は、ニセコに購入した別荘にいることが滞在期間の大半を占めるが、これはほぼ余暇でありスキーや山登りなどの基地として滞在しているものである。これに対し、A 国での滞在はほぼ Business のためだがこちらはほぼホテル住まいであり、お気に入り 3 つのホテルにはほぼ均等に泊まっている。
- ② Y は、日本国籍を有する大資産家であるが、所得税や相続税の低い S 国に移住しようと考え、居住用のマンションも購入した。しかしながら、Y の Business は日本に関連するものが多くいため、S 国(上記のマンションに居住)の滞在は 100 日程度に止まっており、他の国へ出張等をしている期間を除く年間 200 日程度は日本に滞在している。ただ、日本での滞在は、札幌から那覇まで全国各地に及んでいて、一番滞在期間の多い東京でも 50 日程度に限られている。
- ③ ②の事例で、日本での滞在地はほとんど東京だが、決まったホテルには泊まっておらず、主要なホテルを順々に使い回しているという場合はどうか。
- ④ Z は、やはり日本国籍を有する大資産家であるが、海外はあまり好きではなく親から贈与を受けたハワイの別荘に年 1~2 週間遊びに行くほかは殆ど日本に滞在している。他方で、非常に道楽者&一箇所に居るのが大嫌いであるため、かつて大阪にあった自宅も売り払ってしまい、とにかく全国各地を旅している。なお、住民登録は、大阪の実家に置いているが実家にはここ数年帰っていない。

### 第2問

X 社は、米国企業でニューヨーク証券取引所に上場している上場会社である。X 社は、米国居住者である富豪の Y 氏とともに、アイルランドに会社型ファンドである F 社を作

り、そこから我が国の上場企業で、建設事業を主たる業務としている J 社の株式を近時 10 年にわたって 40% 保有している。F 社の会社形態は、米国税法上の Check-the-Box ルールにより構成員段階での課税を選択しうるものである。X 社と Y 氏による F 社への出資割合はそれぞれ 70% と 30% である。なお、X 社及び Y 氏ともに我が国において PE を有してはいない。

- (1) 仮に租税条約が存在しなかったとして、F 社が J 社から受ける配当に対する課税、及び F 社が J 社株式の 20% (すなわち発行済み株式総数の 20%) を売却する場合の課税関係について検討せよ。
- (2) これまで F 社については、Check-the-Box ルールにより構成員段階での課税が選択されており、その理由は我が国における J 社株式に関する課税の軽減にあることである。その理由を考えるとともに、X 社及び Y 氏に対して課される我が国の所得課税の税率を答えよ。
- (3) X 社と Y 氏は、J 社の株価はそろそろ頭打ちになるだろうと考えており、2 年以内には F 社の保有する J 社株式を譲渡しようと考えている。そこに J 社が大規模なホテル事業を買収するとの Press Release を入手した。これを受け X 社と Y 氏は協議を行い、来年から Check-the-Box ルールによる構成員段階での課税の選択を取りやめることで合意に達した。その理由は、日本の課税の軽減だとのことであったがその理由を考えよ。
- (4) J 社は、建設事業に関する資金の多くを銀行からの借入れによって賄っていたが、銀行頼みの資金調達に限界を感じ、F 社に対して融資の可能性を打診した。F 社(及びその株主である X 社、Y 氏)は、3 年間 100 億円金利 5% (年一回払い) という融資に合意したが、当該融資契約には、次のような規定が含まれていた。  
「Any and all payments by the Borrower hereunder (including, without limitation, payments with respect to the Loans) shall be made free and clear of and without deduction for any and all present or future taxes, levies, imposts, deductions, charges or withholdings, and all liabilities with respect thereto, imposed by Japan or any political subdivision or taxing authority thereof or therein (all such taxes, levies, imposts, deductions, charges, withholdings and liabilities being hereinafter referred to as ‘Taxes’). If any Taxes shall be required by law to be deducted from or in respect of any sum payable hereunder to the Lender, (i) the sum payable by the Borrower shall be increased as may be necessary so that after making all required deductions the recipient shall receive an

amount equal to the sum it would have received had no such deductions been made, (ii) the Borrower shall make such deductions and (iii) the Borrower shall pay the full amount deducted to the relevant taxing authority in accordance with applicable law.]

日愛租税条約の適用を前提として、J社が各利払いにおいて源泉徴収すべき税額を計算せよ。

### 第3問

EU 内のある国(以下「A 国」という。)の有名メーカーである Manufacture Corp. (以下「M 社」という。)は、上場会社である Japan Microtechnology 株式会社(以下「J 社」という。)と資本提携を行っており、M 社にとって J 社は持分法適用会社となっている。M 社は、J 社を含めた M 社グループが燃料電池について先端的な特許その他の技術を有しているながら、これを十分に活用できていないとの認識に至り、燃料電池事業のグループ内再編の検討を始めた。その結果、以下のような事情が判明した。

①燃料電池の先端的な分野では、特許権はすべて J 社が保有しており、現在 J 社と JV 社との間のライセンス契約に基づき JV 社がこれを使用している。このライセンスにかかるライセンス料は、J 社と P 社との取決めに従ったものとなっているが、M 社の見るところ、通常の料率より相当安価なものとなっている。

②J 社は、燃料電池事業を、別の我が国上場会社 P 株式会社(以下「P 社」という。)とともに設立した JV 会社(株式会社。以下「JV 社」という。)にて行っている。出資割合は、J 社が 60%、P 社が 40%である。

③M 社は、J 社とは別に A 国内の工場で電池の生産を行っている他、米国及び中国にも工場を有しているが、これらは当該工場を運営するためだけに設立された当該国設立の M 社の 100%子会社が所有するものである。当該工場では、M 社が保有する特許権に基づき AV 機器の生産を行っている。但し、M 社が有する特許権他の技術は J 社のそれに比べた場合、相当に陳腐化している。

現在、JV 社の生産した燃料電池は、P 社が販売する製品に組み込まれるために納入され、他方 M 社が自社ないしその米国・中国子会社において生産した燃料電池は、もっぱら M 社の製品用として納入されており、技術統合も行われていない。そこで、M 社では、J 社の保有する先進的技術に関する特許権も含め、一社(以下「Newco」という。)に集約して Newco を燃料電池専業の企業とし、(ア)M 社及び J 社(又は P 社)の双方に燃料電池を供給するとともに、(イ)第三者に対しても燃料電池を販売し、更に(ウ)Newco 単独での上場をも目指すという方針を固めた。そして、M 社の技術部門の他法務部門や財務部門も加わって、Newco の設立候補地の絞込みを行い、その結果、候補地は、J 社及び JV 社の所在する日

本、M 社の所在する A 国、J 社・M 社のいずれにとっても自社製品の最も重要な消費地であり、かつ M 社子会社も存在する米国、EU 内の A 国以外のある国(以下「B 国」という。)及び法人税がゼロに近いことで知られる C 国に絞られた。なお、Newco 自体で、燃料電池に関する事業活動を直接行う方式の他、Newco は持株会社として、各国に事業子会社を置くという構想も検討されている。

これを受け、M 社の General Counsel である Smart 氏は、A 国など関係各国の法律事務所の有名弁護士と並んで、我が国の法律事務所にも様々な質問を行った。そして、その法律事務所に入所したあなたに対して、先輩弁護士が以下のような点を調査確認をするよう依頼してきた。

- 1 Newco を日本に設立した場合、Newco はどの範囲で我が国の所得課税(中心は法人税)を受けるか。  
また、仮に M 社が自社の保有する特許権をそのまま保有し続け、Newco からライセンス料を得ることにした場合、日本で何らかの課税を受けるか。  
更に、Newco が、製造工場も全て日本に集約していたとして、以下の事実が認められる時、M 社が受け取るライセンス料のうち我が国の課税対象となるのは、どの範囲であろうか。
  - (i) ライセンス料は、次世代半導体の売上額の〇%とされていたとして、Newco の製造した次世代電池の 50%が海外に輸出されている場合。
  - (ii) 当該特許権の利用に関しては、M 社からの指導が必要不可欠であり、公正な評価として、かかる指導の価値が毎年 10 億円と評価される場合。
- 2 Newco を日本に設立した場合、その株主となる M 社が受ける配当に対して、日本ではどういった課税がなされるか。また、M 社は、株式のような Equity 性の資金提供ではなく、負債性の資金提供も行うことも念頭に置いていることであるが、かかる負債性の資金提供に付される利息に対してどういった課税がなされるか。
- 3 M 社は、将来的には Newco の株式の売却の可能性も念頭に置いている。かかる売却に関して M 社は我が国の課税を受けるだろうか。
- 4 その後の調査で、M 社には、非常に規模は小さいものの製品販売のための支店が日本に存在することが分かった。このことによって、上記 1 ないし 3 への回答は修正が必要になるか。
- 5 A 国というのは、フランスのことを指していたとして、上記の回答にはどのような

修正が必要になるか。

- 6 先輩弁護士に言わせると、Newco を持株会社として B 国に置き、日本、A 国、米国などに事業子会社を置くという仕組みとする場合、B 国としてはオランダあたりが候補になるのではないかとのことである。なぜオランダなのだろうか。なお、オランダには工場もなければ、主要な製品販売地である訳でもない。
- 7 Smart 氏の質問の中に「Newco を日本に置くとして、M 社が Newco に資金提供を行う方法の中で、その収益(果実)の支払を Newco の業績に連動させることができ、かつ損金算入できるものはないか」というものがあった。利益参加型(劣後)社債、優先株及び匿名組合契約について検討してみよう。
- 8 Newco をフランスに置きつつ、日本の事業は Newco の日本支店で行うという方法をとることとなった場合、日本の事業を Newco の在日子会社にて行う場合と比較してどういった点が異なることになるか。
- 9 Newco を日本に置いたが、結局事業が上手く行かなかったため解散するに至った場合、M 社(我が国に PE なし)の課税関係はどうなるか。また、事業が上手く行ったが、J 社と M 社が対立するに至り、Newco を解散せざるを得なくなつたような場合はどうか。

#### 第 4 問

日本ガイダント事件(東京高裁平成 19・6・28 判決・判例時報 1985 号 23 頁)を読んで、問題点について検討せよ。特に以下の諸点を考えるように。

- ① なぜ、ガイダント社は、匿名組合員をオランダの子会社にしたのか。(米国の親会社が匿名組合員となっている場合にはどのような課税となるか。)
- ② なぜ、問題とされた契約が民法上に組合契約であれば課税が肯定され(又は肯定される可能性があり)、匿名組合契約の場合には否定されるのか。この差異は妥当と言えるか。
- ③ 匿名組合契約に基づく利益分配は、利子や配当に当たらないか。仮に、利子又は配当に該当したとして、この訴訟で納税者側が敗訴(一部敗訴を含む)とされる可能性はあったか。

- ④ 日本ガイダンストに関しては、その株式を保有する会社と匿名組合員となっている会社は、同一会社の 100%子会社たるオランダ法人である点は共通するものの別会社になっている。これらが同一会社であった場合、結論に影響が及ぶか否か。
- ⑤ 当該事件において、ガイダンスト側が図った租税負担軽減策は、例えば二重課税の防止といった観点から正当化可能であろうか。また、本件取引に関係しているガイダンスト関係の会社から所得税ないし法人税を徴収しようと考えた場合、取り得る理論構成は他にないだろうか。

## 第5問

米国の著名な投資ファンドの運営者である S 社の投資家層は、ほぼ米国と EU 諸国の富裕層であり、そこから投資資金を集めている。投資対象は全世界に及んでいるが、従来から投資対象としてきた経営の悪化した日本企業の株式に加え、今後は金融機関の保有する不良債権を増やそうと考えており、その中には邦銀の有する国内及び海外向けのローン債権、邦銀が所有する海外及び国内法人が発行する社債などが含まれる見込みである。

S 社は、投資ファンド自体は英國領である Cayman 諸島の法令に基づく Limited Partnership(以下「LPS」)の形態を採用しており、投資家の属性ごとに分けた子ファンド(Feeder Fund と言ったりします)がそれぞれ Limited Partnership の Limited Partner(以下「LP」)となっている。各 LP の組織形態はさまざまであり、米国 Delaware 州法上の Limited Liability Company、オランダの B.V.、Luxemburg の SARL などが含まれている。なお、S 社では Debt 投資と Equity 投資、さらには Equity 投資については銘柄ごとに、それぞれ別々の Vehicle を利用することにしており、株式用のファンドは銘柄ごとに多数のファンドが存在する他、不良債権用のファンドには従来から存在した株式用のファンドとは別の LPS を新たに組成して使用する予定である。なお、S 社の子会社が LPS の General Partner を務めており、当該子会社を通じて資産運用に関する決定がなされている。

このような状況の中、S 社の米国カウンセルである X 氏から国内の Top Law Firm に勤務することになったあなたに対して以下のようない質問がなされた。これらについて検討せよ。なお、検討にあたっては、LPS に対する我が国の課税上の取扱は組合と同様であると考えてよいものとする。また、それぞれについて、日米、日蘭租税条約が適用される場合及び何の租税条約も適用されない場合について検討すること。

- 1 これまで、日本企業の株式に投資している LPS の LP として、米国人投資家については Delaware 州法上の Limited Liability Company が用いられ、EU 圏の投資家についてはオランダの B.V. が利用されていた。今回これをアイルランドの類似した有限責任会社に移転することを検討している。かかる LPS 持分の移転について我が国の課税は発生するか。

- 2 現在投資を行っている D 社は、一旦業績不振に陥り会社更生手続に入り、M 社がスポンサーとなって一定程度会社の建て直しが進んだところで M 社から S 社のファンドが株式を購入したもので、現在、D 社の発行済み株式数の 80% (20% は他の投資家に売却済み) を S 社のファンドが保有している。なお、会社更生手続においては、いわゆる 100% 減資がなされ、そこに M 社が 100 億円の新株発行に応じたもので、その資金によって企業運営がなされた。S 社は、M 社が保有していた株式を 300 億円で取得したが、その後 M 社は経営合理化が功を奏し、現在では、利益剰余金だけで 1,000 億円となり、その株式価値は総額で 2,000 億円に達している。このため、S 社は D 社株式の売却先を探しているが、折からのギリシャ危機もあり売却先の選定が難航しているため、いつのこと M 社に現在 S 社のファンドが保有している株式の半分を自己株式取得をさせてはどうかという案が浮上している。この場合、D 社株式を第三者に売却した場合に比べ課税関係に違いはあるか。なお、D 社は M 社に対する新株発行後一切 Equity Finance をしておらず、またこれまで行った株主還元は利益剰余金からの配当だけである。
- 3 不良債権及び社債への投資については、S 社の日本子会社が非常に小規模であることから、当面は金融機関などから購入したものを時期を見て売却することを考えている。S 社の日本子会社は、購入先や売却先の候補を探すなどの活動は行うが、売買そのものには関与せず、意思決定はすべて NY の S 社本社が行う。この場合に、不良債権や社債の売買に関してファンドないしファンドの投資家が日本においてその売買価格の差額について課税を受けることはないと考えてよいか。
- 4 将来的には、S 社としては日本子会社の機能を充実させる予定であり、その場合、購入資産に関する Due Diligence Review や各種売買契約のロジスティックス、売買に関する各種交渉なども行わせたいと考えている。この場合、3 との間で結論に違いはでるか。
- 5 また、これも将来のことだが、購入した不良債権や社債を単に転売するだけでなく、その回収を自ら設立する債権回収会社に委託することで、回収額が購入金額を上回った部分についての利益獲得も目指そうと考えている。この場合もファンドないしファンドの投資家が我が国で課税を受けることはないと考えてよいか。

## 第 6 問

今般の法人税法の改正で貸倒引当金に関する損金の算入は非常に限定されることになった。貸倒引当金の損金算入を限定的ながらも認めているのは法人税法 52 条だが、同条は

明らかに対象を内国法人に限っている。当該規定を読んだ X 君は、「内国法人しか損金算入が許されないのか。これは外国法人に日本支店は困るのではないか。これは事実上日本進出は子会社形態で行えと言っているようなものだな。」と述べた。この意見は正しいか。

## 第7問

MG Securities Inc. (以下「MG 社」という。)は、世界有数の証券会社であり、米国を本拠地とするもののロンドン、東京といった世界的な金融センターには、すべからく 100% 子会社の現地法人を有しており(こうした現地法人を含めたグループ全体を以下「MG グループ」という。また、日本に所在するかかる現地法人を以下「MG 日本」という。)、24 時間体制で取引を行う仕組みを備えている。MG グループでは、各現地特有の取引を別として、自己勘定のデリバティブ取引についてはすべて MG 社自身の名義計算で行うことにしており、当該取引のための資金調達なども MG 社が一括管理しているが、その取引残高などはそれぞれの現地法人のトレーダーにも共有され、MG グループ全体で策定した取引方針に従い絶え間なく取引が行われている。

こうしたデリバティブ取引によって生じる所得に関して MG グループでは、各現地法人に対しては、当該現地法人によって締結された取引の数量を基礎として算出される手数料を MG 社が支払い、その余の利益は MG 社に帰属するものとして扱っており、これに沿って MG 社と各現地法人との間で契約が結ばれている。

MG 社の 2009 年度のデリバティブ業務は極めて好調であり、これにより稼得した所得額は、全世界合計で 100 億米ドルに達したが、MG 社と MG 日本との間の契約に基づき MG 日本に支払われた金額は 5 億米ドル相当に止まっていた。なお、これは MG 日本が締結した契約の量が少なかったからというのではなく、上記の 100 億米ドルの所得の多くの部分がデリバティブ取引の価格変動を上手く利用したという投資利益により構成されていたことによっており、全現地法人をあわせても MG 社から支払われた手数料は、30 億米ドルに止まっており、MG 社の利益が 70 億米ドルとされていた。また、この手数料の料率は、デリバティブ取引の取次ぎを第三者が行う場合に請求される一般的な手数料の水準に、各現地法人が取引方針に基づき一定の判断を行うことを勘案した金額を上乗せしたものとなっている。

日本の課税庁は、税務調査によって、上記の状況を把握し、MG 日本の所得とされている額が少なすぎるのではないかという疑問を持つに至ったとして、理論上どういった側面からアプローチが可能であるか検討せよ。特に、①契約を実際に締結しているのは誰か、②手数料の料率を定める契約は誰と誰の間で締結されているかという切り口を念頭に置くこと。

ところで、MG 社のデリバティブ業務は、上記のように 2009 年度は非常に好調だったのだが、その前年の 2008 年度においてはリーマンショックの影響もあって 50 億米ドルもの

大幅な赤字を計上していた。しかしながら、上記のような料率の設定をしていたため、MG 日本においては、0.5 億ドルに止まるもののプラスの所得を計上していた。こうしたこと も考慮の上、検討すること。

## 第8問

第1問の事例において、M社内部の検討において Newco を A国において設立する方向で ほぼ方針が決まったためこれを J社に伝えたところ、J社の財務部から「そういうことであれば J社としては、Newco へ事業を統合することは難しい」という強硬意見が寄せられた。このため、Smart 氏は、J社の財務部に対して反対する理由を聞いてみたところ、その主たる理由が以下の事実関係に基づく我が国の税務上のものであることが分かった。

- ① J社の保有する特許権は簿価がゼロであるもののその公正価値が非常に高いものとなっていること。
  - ② P社との関係から、JV社とのライセンス契約の条件は変更が事実上不可能であること
1. 果たして、J社の財務部がこのプロジェクトに反対の立場を採った理由は何であろうか。また、その問題は Newco を我が国に設立することで解決可能であろうか。
  2. 上記の反対を受けて、Newco を日本で設立する方向で再度検討が行われた。検討案では、M社が有していた米国と中国の工場を有している子会社を Newco の子会社にすることとされている(なお、それぞれの子会社は、米国及び中国の関連業務を統括する役割を担っており、さらに子会社を複数有しているとする。)。Smart 氏として、この案に従う場合に、我が国の課税で留意すべき点はないか。
  3. ところで、このプロジェクトの当初の検討段階では、C国も Newco の設立候補地であったが、いつの間にか検討対象から外れていた。そこで、先輩弁護士に事情を聞いたところ、「C国に工場とかを置くのはインフラ等からしてありえないの、C国に持株会社を置くということになるのだろうけど、だとすると早期に上場でもするのでないねえ。」という返事が返ってきた。その理由を考えよ。